

ロボット等介護機器導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、ロボット等介護機器の導入を促進し介護職員の負担の軽減及び介護職の魅力向上を図るため、当該事業を行う者に対し、予算の範囲内においてロボット等介護機器導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象等)

第2条 この補助金の補助対象者、補助対象事業、補助対象経費、基準額、単位、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、前条に定める補助対象経費の実支出額の合計額と基準額に導入台数と補助率を乗じたものとを比較して少ない方の額で補助上限額を超えないものとする。ただし、当該金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙（1））
- (2) 所要額調書（様式第1号別紙（2））
- (3) 見積書の写し
- (4) 導入を希望するロボット等介護機器の内容がわかるもの（カタログ等）（写し可）
- (5) 施設の概要がわかるもの（施設案内リーフレット等）（写し可）
- (6) 補助事業に係る歳入歳出予算書（見込書）の抄本
- (7) 納税証明書（県税）
- (8) 暴力団排除に関する誓約書
- (9) その他知事が必要と認める書類

3 次のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができないものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

4 知事は、前項（1）に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長宛て照会することができるものとする。

(交付の決定等)

第5条 知事は、前条により知事が別に定める日までに受理した補助金の交付の申請について、補助金の交付の決定に係る審査を行い、予算の範囲内で交付の決定を行うものとする。

2 知事は、規則第6条の規定に基づく補助金の交付の決定を通知するほか、前項の規定により、補助金の交付の決定を行わないときは、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合には、様式第2号により知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助金の額に変更を来すことなく、かつ事業内容を著しく変更しない程度の軽微な変更であるときは、変更の理由が生じた後速やかに、様式第2号に準じた様式により知事に報告しなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、中止又は廃止の理由が生じた後速やかに、様式第3号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その事実が判明した後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (5) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及び関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により速やかに知事に報告すること。
なお、知事に報告があった場合においては、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 事業を行う者が(1)から(7)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(交付決定後の報告等)

第7条 知事は、第5条に規定する交付の決定があった者に対して、必要に応じて事業実施状況の報告等を求めることができるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、様式第5号によるものとし、その提出期限は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から一月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（様式第5号別紙（1））
- (2) 所要額精算調書（様式第5号別紙（2））
- (3) 見積書、納品書、請求書、契約書及び支払いがわかるものの写し
- (4) 補助事業に係る歳入歳出決算書（見込書）の抄本
- (5) 事業実施状況の記録（写真等）
- (6) その他知事が必要と認める書類

(使用状況報告)

第9条 補助金交付申請者は、補助事業により導入したロボット等介護機器の使用状況について、導入後

3年間、様式第6号により報告するものとし、その提出期限は、当該年度の3月末日までに提出するものとする。ただし、交付決定があった年度において、前条第1項に定める実績報告書の提出期限が3月末日以降となる場合にあっては、当該実績報告の提出期限までに報告するものとする。

- 2 使用状況報告書に添付しなければならない書類は、第5条第1項に定める交付決定において、別途知事が指示するものとする。

(補助金の交付方法)

第10条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の取消等)

第11条 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の決定を受けた者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第12条 補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(提出部数)

第13条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、それぞれ1部とする。ただし、第4条第2項第1号、第4号及び第5号に掲げるものに限り、それぞれ7部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行し、平成29年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成29年度から平成30年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。